(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者			
	理事長	専務理事	常務理事	業務執行理事
役割	◎当会を代表して、その業務を	◎当会を代表して、その業務を	◎当会の業務を分担して、理事	◎当会の業務を分担して、理事
	総理する	理事長を補佐して執行する	長を補佐して執行する	長を補佐して執行する
	◎理事会を招集し、議長として	◎理事長の事故時等の職務執行		
	これを主宰する			
事業計画案及び予算案の作成に関すること	0			
事業報告案及び決算案の作成に関すること		0		
人事及び給与制度の立案及び報告に関すること		0		
重要な使用人の任用に関すること	0			
重要な使用人以外の者の任用に関すること		0		
規程案の作成に関すること	0			
国外出張に関すること		0		
国内出張に関すること			0	
支出に関すること				
1件200万円以上	0			
1件200万円未満		0		
助成事業に関すること		0		
寄附等の受け入れに関すること			0	
収益事業に関すること		0		
職員の教育・研修に関すること			0	
渉外に関すること			0	0
福利厚生(役員含む)に関すること		0		
外部に対する文書発簡				
特に重要なもの	0			
重要なもの		0		
比較的重要なもの			0	
一般事務連絡			0	0

⁽注)上記にかかわらず、専務理事、常務理事、業務執行理事の不在時等、専務理事以下がその権限を行使できない場合において、理事長が専務理事以下に代わり決裁を行うことは差支えない。